

官報

号外
昭和五十九年四月二十七日

○第百一回 衆議院會議録 第二十二号

昭和五十九年四月二十七日(金曜日)

議事日程 第十九号

昭和五十九年四月二十七日

午後二時開議

第一 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地力増進法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

中曾根内閣総理大臣の去る二十五日の会議における答弁に関する発言

皇室会議予備議員の選挙

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

日程第一 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地力増進法案(内閣提出)
たばこ事業法案(内閣提出)、日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出)、塩専売法案(内閣提出)、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及びたばこ消費税法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時三十分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

内閣総理大臣の発言

○議長(福永健司君) 内閣総理大臣から、去る二十五日の会議における答弁に関し、発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣中曾根康弘君。

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 去る四月二十五日の本会議において、臨教審法案の各党質疑に対し答弁中、国会同意は中立性を損なうと受け取られる内容がありました。国会同意は中立性を損なうものではありません。(拍手)

皇室会議予備議員の選挙

○議長(福永健司君) 皇室会議予備議員の選挙を行います。

○古賀誠君 皇室会議予備議員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を行う順序については、議長において定められんことを望みます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、皇室会議予備議員に原健三郎君を指名いたします。
なお、その職務を行う順序は第二順位といたします。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(福永健司君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○古賀誠君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、中央選挙管理委員会に中尾辰義君を指名いたします。
また、同予備委員に大谷操君を指名いたします。

日程第一 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長愛野興一郎君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔愛野興一郎君登壇〕

○愛野興一郎君 ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額を、国公立学校教職員の年金額の改定に準じて増額いたしますとともに、私立学校教職員の掛金等の算定の基礎となる標準給与の月額の上限及び下限の引き上げ等を行うこととするものであります。

この年金額の改定は昭和五十九年四月分から、標準給与の引き上げは同年四月一日から、それぞれ実施することとしたしております。

本案は、去る三月二十九日本委員会に付託され、四月十一日森文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、四月十八日及び二十日の両日質疑を行い、去る二十五日採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 地力増進法案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第二、地力増進法案を議題といたします。

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号

中曾根内閣総理大臣の発言 各種委員の選挙 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号 地力増進法案 たばこ事業法案外四案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明

委員長の報告を求めます。農林水産委員長阿部文男君。

地力増進法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔阿部文男君登壇〕

○阿部文男君 ただいま議題となりました地力増進法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における土壌管理の実態その他の農業事情にかんがみ、地力の増進を図るため、地力増進基本指針の策定及び地力増進地域の制度を定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月二十一日提出され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月十八日山村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月二十四日に参考人からの意見を聴取し、翌四月二十五日に質疑を行い、同日質疑を終局し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

たばこ事業法案(内閣提出)、日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出)、塩専売法案(内閣提出)、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及びたばこ消費税法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりましたたばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず初めに、たばこ事業法案につきまして御説明申し上げます。

たばこ専売制度は、明治三十七年に制度が設けられて以来、財政収入の確保に寄与してまいりましたが、時代の変遷、環境の変化等を背景として、その見直しの必要性がとみに高まってきたところであります。

このような状況を踏まえ、一昨年七月に臨時行政調査会により提出された行政改革に関する第三

次答申の趣旨に沿って、たばこ事業関係者等とも意見の調整を図りながら、政府内部において検討を進めてきたところであります。その結果、今後、開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、新たにたばこ事業法を制定することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れにつきましては、日本たばこ産業株式会社、あらかじめ、たばこ耕作者と耕作面積等を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結することとし、当該契約面積から生産された葉たばこについては、日本たばこ産業株式会社が全量買入れることとする等所要の措置を講ずることとしております。

第二に、製造たばこの製造につきましては、日本たばこ産業株式会社に独占させることとしております。

第三に、たばこの輸入自由化を図ることとしております。したがって、だれでも自由にたばこを輸入することができるとなりますが、輸入した製造たばこを業として販売する者につきましては、卸売販売業を営む者と同様に、登録制を採用することとしております。

〔議長退席、副議長着席〕

第四に、小売販売関係につきましては、当分の間、小売販売業を営む者は、許可を受けなければならないこととしております。

また、小売販売価格につきましては、引き続き、

当分の間、定価制を維持することとしております。その他、喫煙と健康の関係に関する注意文書の表示の義務づけ等所要の規定を整備しているところであります。

次に、日本たばこ産業株式会社法案につきまして御説明申し上げます。

たばこ専売制度の廃止及びたばこの輸入自由化に伴い、我が国たばこ事業は、輸入たばこの対等な競争関係のもとで営まれることとなります。このような状況下において、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るためには、日本専売公社の経営形態を政府関係特殊法人の中で最も経営の自主性の認められる特殊会社に改組することが必要であります。このため、日本専売公社法を廃止し、新たに日本たばこ産業株式会社法を制定することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、日本たばこ産業株式会社は、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営むことを目的とする株式会社とすることとしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社の株式については、本則で、発行済み株式の総数の二分の一以上、附則で、当分の間、三分の二以上の保有義務を政府に課することとしており、さらに、政府がその保有する株式を処分するに際しては、国会の議決を経なければならないこととしております。

第三に、事業計画の認可等の公的規制に関する規定を設けておりますが、いずれも公益性を担保するための必要最小限のものにとどめており、可能な限り企業の自主性にゆだねることとしております。

次に、塩専売法案につきまして御説明申し上げます。

塩専売事業は、現在、日本専売公社が実施しておりますが、今回、本法律案とともに御提案申し上げております日本たばこ産業株式会社法案により、公社が日本たばこ産業株式会社に改組されることに伴い、塩専売事業を当該会社へ実施させることとし、このために必要な措置を講ずる等所要の規定の整備を行うこととし、このため、塩専売法の全部を改正することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、塩専売事業が公益専売である旨を明らかにした目的規定を新たに設けることとしております。

第二に、国に専属する専売権能を日本たばこ産業株式会社に行使することとし、このため、塩専売事業を実施する上での公共性を担保するための所要の措置を講ずることとしております。

その他、今後国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、本法律案について検討を加えることとする規定を設けるほか、所要の措置を講ずることとしております。

次に、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

このたび、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の制定並びに塩専売法の全部改正を行うこととしておりますが、これに伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等六十法律につきまして、所要の規定の整備等を図ることとしております。

最後に、たばこ消費税法案につきまして御説明

申し上げます。

たばこ専売制度を廃止することになったことに伴い、現行の専売納付金制度にかえて、新たにたばこ消費税制度を設けることとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、たばこ消費税は、製造たばこを課税物件とし、国産製造たばこについては製造たばこの製造者、輸入製造たばこについては保税地域から引き取る者を、それぞれ納税義務者とするとしております。

第二に、たばこ消費税の税額は、価格に応じて負担を求める従価割額と数量に応じて負担を求める従量割額の合算額とし、課税標準は、従価割にあっては小売定価とし、従量割にあっては本数または重量とすることとしております。

第三に、税率は、現行の専売納付金率等を参酌しつつ製造たばこの種類ごとに定めることとし、また、従価割の税率と従量割の税率の組み合わせ比率は八対二程度とすることとしております。

その他、申告及び納付の方法、納期限の延長等所要の規定を設けることとしております。

なお、日本たばこ産業株式会社法案につきましては、公布の日から、その他の法律案につきましては、原則として昭和六十年四月一日から施行することとしております。

以上、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

たばこ事業法案(内閣提出)、日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出)、塩専売法案(内閣提出)、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及びたばこ消費税法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(勝間田清一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田中秀征君。

〔田中秀征君登壇〕
○田中秀征君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりましたたばこ事業法等専売改革関連五法案について、総理大臣並びに大蔵大臣に若干の質問を行うものであります。

申し上げるまでもなく、政府が目指す今次の専売改革は、明治三十七年以来八十年に及ぶ日本の専売制度の歴史に一大転換をもたらすものであります。したがって、本改革案は、葉たばこ耕作者やたばこ販売店はもちろんのこと、すべてのたばこ、塩専売関係者の重大な関心を集め、かつまた、行革関連法案の一つの目玉法案として、行革の行方を見守る国民各層の目が一斉に注がれているところであります。

私は、日本専売公社が長年にわたって我が国たばこ産業の発展に寄与してきたこと、また国、地方の財政に多大な貢献をしてきたことに改めて敬意を表しますとともに、私自身、三千五百万人の愛煙家の一人といたしまして、我が国のたばこ産業が今後とも健全な発展を遂げるよう、心から願うものであります。

御承知のように、近年のたばこ需要の著しい停滞、諸外国からの強い市場開放要請などにより、たばこをめぐる環境は大きく変貌し、我が国の専売制度は内外から厳しく新たな対応を迫られております。私は、今次専売改革が、このような時代の流れの中にあつて避けては通れないことであるとの認識のもとに、まず総理大臣に次の二点について質問いたします。

第一に、行政改革との関連についてお尋ねいたします。

このたびの専売公社の改革は、一昨年の臨時行政調査会の答申に沿って、行政改革の一環として行われるものですが、今回の法案の内容を臨調答申との関係でどのように位置づけておられるのか、総理の率直な御見解を承りたいと存じます。

第二に、製造たばこの輸入自由化についてお伺いいたします。

私は、国際社会における貿易立国日本の現在の立場を考えると、製造たばこの輸入自由化に踏み切ることは、この際やむを得ないものと受けとめております。しかし、輸入自由化に踏み切った諸外国の例を見ますと、その影響は決して軽微で

きるものではありません。例えば、一九七七年に輸入自由化を行ったフランスでは、輸入たばこのシェアが、自由化前年の一九七六年の一〇・四%から、四年後の一九八〇年には二五・五%に激増しております。成年人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題への関心の高まりなどにより、たばこ需要の拡大の道は年々険しさを増すことも予想されます。たばこ離れさえ云々されている今日、万が一にもフランスのような事態を招くことがあるとしたら、それこそゆゆしきことと言わねばなりません。

たばこ事業法案外四案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明

たばこ事業法案外四案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明に対する田中秀征君

七五七

昭和五十九年四月二十七日 衆議院会議録第二十二号

たばこ事業法案外四案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号 たばこ事業法案外四案の趣旨説明に対する田中秀征君の質疑

七五八

そこで私は、総理大臣に対して、製造たばこの輸入自由化に際しどのような対策を用意しておられるのか、私どもの不安を吹き飛ばすような御答弁を期待いたします。

次に、大蔵大臣に質問いたします。

御承知のように、現在の専売公社の事業は、公社職員のほか、約十万人の葉たばこ耕作者、約二十六万人の販売店、その他塩事業関係者等、一説には百万人を超えるという一大産業集団を形成しております。とりわけ葉たばこ耕作者はその専業率が高いこと、東北、九州地方を中心に私の地元北信濃にありましてもそうですが、農業としては立地条件が劣る山岳地帯において有力な畑作物となつてゐることなどを考えますと、このたびの大改革による不安は尋常のものではありません。今次の専売改革によってこれら葉たばこ耕作者に一方的なしわ寄せがいかないよう、十分な対応措置がとられてゐると信じますが、関係者の不安解消のため具体的にどのような措置が講ぜられたか、大蔵大臣の明快な答えをお願いいたします。

第二に、たばこの小売店に対する配慮について伺ひいたします。

たばこの販売店の多くが零細小売店であることは私が申し上げるまでもありませんが、その上、現行制度のもとでは、身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法により、小売店の指定に関して特別の配慮が義務づけられております。このように弱い立場にある小売店に対して万が一にも激変が生ずることのないよう、適正な措置がぜひとも必要であります。小売店に対して具体的にどのような配慮がなされているのか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

ます。

ところで、新会社の名称は日本たばこ産業株式会社ということになっております。耳慣れないからかもしれませんが、もう一つという感じが否めません。この辺の御印象、御感想をぜひこの際総理大臣から一言聞かせていただきたい、このように思ひます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 田中議員にお答えをいたします。〕

まず、今回の改革は行政改革、臨調答申との関係においていかんという御質問でございます。

今回の改革は、臨時行政調査会の答申を尊重いたしまして、その線に沿つて行わんとしておるものでございます。臨調答申の趣旨とするところは、要するに、経営並びに労働関係の主体性と責任性を回復して効率化を上げようというのが主な中心点でございます。そういう意味におきまして、公社制度から株式会社制度に変えることによりまして、経営の主体性を回復して、いわゆる大蔵省の予算統制からできるだけこれを解放して責任体制を持たせるといふこと、労働関係におきましても、公共企業体等労働関係法から解放して労働関係の自由な責任体制を持たせるといふこと、そういうようなことがやはりこの案の中心にあるところでございます。

それと同時に、小売店やあるいはたばこ耕作者に対する激変緩和措置を講じまして、たばこ産業全体としての調和ある発展を図り、外国たばこに対抗する力を今後もつくっていく、そのためにもまた御努力を願う、そういうシステムにして今回

の法案をつくつてあるわけでございます。

次に、製造たばこの輸入自由化が日本のたばこ産業に対する影響はいかんと、フランスの場合の例をおとりになつてお示しになりました。

今回の措置は、国産品と輸入品が対等の立場で競争をし合う、そういう改革を意味しているところでありまして、たばこ産業に対して何らかの影響は避けられないところでございます。政府といたしまして、外国たばこに負けないように、経営、労使関係等については十分に配慮もし、また期待もしておるところでございますが、会社並びに会社が設立されました上は労使が懸命な努力をして、その抵抗能力を養うように、合理化に踏み切らんことを期待しておる次第でございます。フランスのような例は日本には起きないように、政府としても、いろいろ側面的にも配慮し努力してまいるつもりでございます。

次に、日本たばこ産業株式会社という名前の印象はどうであるかという御質問でございますが、これは、たばこ耕作者から小売店、全関係者を網羅する大きな改革でございますので、自由主義経済にふさわしい日本たばこ産業株式会社という名前はいかにもいい名前であると考えております。

残余の御答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(竹下登君)〕

私に対する御質問は、葉たばこ耕作者の方々に對する措置と、それから一つは小売店に対する配慮、この二つでございます。

まず、専売改革法案におきましては、たばこ事

業関係の方々に急激な変化を及ぼすことがないような配慮を加えております。具体的には、たばこ耕作者の方々につきましては、我が国たばこ耕作の現状等にかんがみまして、まず一つには葉たばこの全量買い取り制の維持、二つ目には葉たばこ審議会の設置、三つ目には葉たばこ審議会の審議基準の明定、これらの措置を講じておるところでございます。

特に、葉たばこの耕作面積と買い入れ価格につきましては、製造独占が認められております新会社が実質的な買い手独占として一方的に買い入れ価格を決定するといふようなことがないように、新会社の中に葉たばこ審議会を設置いたしました。さらに、その委員の委嘱に際しましては、あらかじめ大蔵大臣の認可にかからしめるということによりまして、一層公正が担保されるような配慮をしておるところでございます。

次に、小売店の問題でございます。

御指摘にありましたとおり、全国約二十六万人のたばこ小売店には零細小売店が多いことのはかに、身体障害者福祉法等によりまして、たばこの小売店の開業に際して一種の社会政策的配慮が加えられておること等を十分考慮いたしまして、たばこ小売店に対して急激な変化が及ぶことがないよう慎重な配慮を加えながら、この法案を取りまとめた次第でございます。

それを具体的には、たばこ小売店の現状等にかんがみ、激変回避措置をいたしまして、当分の間小売販売業許可制を採用いたします。既存の小売店を小売販売業の許可を受けた者とみなすことといたしますとともに、小売定価制につきましても、小売店に対する配慮等から当分の間これを維

持する、こういうことにいたしておる次第であります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 川崎寛治君。

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 厳しい国際競争とたばこ需要の停滞の中で、安くてうまくて安心して吸えるたばこの安定供給と、明治以来八十年のたばこ専売制度の中で果たしてきた国や自治体の財源確保という役割が、たゞいま提案されたたばこ事業法案を初めとする専売公社改革法案によって満たし得るものか、疑問なきを得ません。

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、中曾根総理及び関係閣僚に質問いたします。

我が国の社会経済が急速な変化をたどっていることは周知のとおりであります。とりわけ情報化、高齢化、国際化が進んでいますが、それに対応して行政も改革されなければなりません。その原点はあくまでも国民生活の安定と向上にあります。しかるに、これまで政府が進めてきた行政改革は、国民の社会的、経済的不公平を拡大する結果を引き起こし、大衆のための行政改革、国民のための政治からは大きく後退しているのです。(拍手)

そこで、法案について具体的にお伺いします。まず第一には、公社論であります。

公社論における問題の所在は、公企業における公益性と企業性との関連であります。いわゆる民営論の多くは、公企業の本来の目的である公益性についての議論をおろそかにし、公益の確保を犠牲にして収支均衡を図るという逆立ちした内容になっております。公益セクターに課せられた役割

は、それが市場原理を通じて国民経済の組織化を進めるための機能を果たす点にあるといつてもよいと考えるのでありますが、いかがでありますか。

総理は、専売公社が今まで果たしてきた役割をどのように評価されていきますか。日本専売公社は、八十年にわたる専売制度、三十余年の公社制度の歴史を経てきており、財政収入の確保、たばこ産業の確立、日本農業の維持、地域経済への貢献等々広範な分野で大きな役割を果たし、公共性と企業性の調和を図ってきたことは衆目の認めるところであります。今回の改革の必要性を改めて国民に説明していただきたいのであります。これまでの専売公社経営で、大きな欠陥として何が指摘されるのか、どんな不都合が生じているのかを明らかにしていただきたいのであります。

第二には、経営形態の変更が、やがては分割・民営化に行き着くのではないかと疑念をぬぐい切れないことでもあります。

臨調答申は、専売公社から特殊会社へ、特殊会社から民営会社への移行を打ち出し、今回の改革案には答申とおりの流通専売の廃止が含まれているのであります。製造独占が維持されたとはいえないが、たばこ製品の輸入自由化が行われるなど、やがて製造独占の廃止、分割・民営化に進むのではないかと考えざるを得ません。

そもそも臨調の民営化路線は、日本のたばこ産業の現状を無視したものと断言するを得ないのであります。世界的なたばこ需要停滞のもとで、国際的なたばこ資本の寡占支配体制が強化をされ、国際三大資本にとっては、我が国三千億本の市場は垂涎的的と言つても過言でありません。この一

事を見るだけでも、分割・民営化は非現実的であり、国民的利益にも反するものと言わなければなりません。今回の改革が臨調答申のような分割・民営化のための布石ではないと断言できるかどうか、伺いたいのであります。

第三には、葉たばこ問題であります。例えば私の郷里の鹿児島は、日本一の畜産県であり、カンショでん粉の産地であり、また葉たばこの主産地でもあります。それゆえに、中曽根内閣が進める農産物の輸入自由化政策や専売制度の改革で、鹿児島県の農民は直撃を受けるのであります。

葉たばこ専売制度が、全量買い取り制度ということで実質的に維持されるとはいへ、国際的な比較で見れば価格の高さは、今後の大きな課題であることは明らかであります。この価格の問題は、いわば我が国農業の宿命とも言ふべき難題であり、価格差だけに立脚した輸入政策を指向すべきではないことは、他の農産物の自由化問題と同様であります。原料葉に占める国内産葉の使用割合は現在六七％ですが、当分の間この比率を守りながら、品質の改善、生産性の向上等に努めるのが我が国の農業政策の一環として欠かせないものであります。

しかし、たゞいま田中君の質問にありましたように、外国たばこのシェア拡大は当然に耕作面積の減少をもたらします。シェアが一％伸びれば、耕作者の耕作放棄は千三百八十人になると言われています。もしシェアが一〇％も増加すれば、何と一万人余の耕作者は放棄を余儀なくされるのですから、深刻な問題であります。日本のたばこ事業にとって葉たばこ問題は極めて重要で、複雑な点

を含んでいることは否定できませんが、たばこ耕作農民の生活基盤を守ることが基本に将来にわたって対応していく方針であるのか、明らかにしていただきたいのであります。具体的には、今後農政的経費や葉たばこ代金の概算払い等の実行が必要と考えますが、いかがであるか伺いたいたいのであります。

第四には、当事者能力、経営の自主性の回復の問題であります。

従来からも、公共性と企業性の調和に立った経営を行うに当たっては、当事者能力の付与、業務範囲の拡大等、経営の自主性がより一層求められてきたのであります。今回の改革によって目的達成事業が可能となるなど、前進が図られていることを認めますが、法案全体を見ると大蔵大臣の監督、認可の部分も多く、政令、省令の内容も明らかでなく、経営形態の最終的なあり方が不明であります。新聞報道によれば、大蔵省、専売公社は、新会社の競争力強化のために、一万人の人員大幅削減など大規模な合理化を進める方針を固めたと言われております。移行に伴い雇用の安定が確保されなければ、将来にわたって日本のたばこ産業を守り発展させることは不可能であり、近代的労使関係をいかに図ろうとしておられるのかを明らかにしていただきたいのであります。

第五には、今回の改革が国民一般にとっていかなる影響、特に利益を与えるか明らかにされていない問題であります。

生活必需品である塩については現行どおりの専売制度が維持され、公益目的が明文化されたことは高く評価できます。しかし、たばこ事業は流通専売の廃止に伴い複数の納税主体が出現すること

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号 たばこ事業法案外四案の趣旨説明に対する川崎寛治君の質案

七六〇

により、専売納付金制度はたばこ消費税制に変えられることになりましたが、税収の確保は極めて不安定になるでありません。地方たばこ消費税については減収は必至であり、各自自治体は徴税強化のために人員をふやさなければならず、それはまさに行政改革に反するものと言わざるを得ません。何のための専売制度改革でありますか、総理並びに自治大臣の明確な答弁をお聞かせください。

さらに、国民の大きな関心を呼んでいる喫煙問題について、消費者が安心して吸えるたばこの開発、研究体制の充実、情報の公開等の面ではいかなる前進があるのか明らかにされたいのであります。安くてうまいたばこへの愛煙家の要望は強く、これらにこたえることも今後の特殊法人の責務であります。

なお、付言すれば、喫煙と健康問題の観点から、たばこ産業の民営化を展望すべきではないと私は考えるのであります。

第六に伺いたいことは、特殊法人の民主化とこの法案審議に当たっての民主的な姿勢についてであります。特殊法人の経営に関する大きな特徴は、審議会、調査会、懇談会等が設置されていることでありますが、その構成を含めて、それらの意見に民意が十分反映しているとは言えないのが実情であります。少なくとも今回の新法人への衣がえを契機に、各種の審議会等の民主化を進めることが極めて重要であります。

また、この改革法案の特色は、政令、省令にゆだねられている内容が極めて多いことであります。八十年ぶりの大改革でありますから、政令、省令も法案審議に当たってその内容を示し、十分

な審議を行うべきであります。もし、それらが示されないならば、我々は審議を進めるわけにはまいません。拙速は誠に慎まなければならないと考えます。

以上、専売公社改革法案に対する若干の質問を申し上げましたが、最後にお尋ねしたいことは、今回の改革が、我が国の陥っている深刻な赤字財政の克服にとっていかなる意味を持つものかということでありま。

中曽根内閣は行革内閣とも言われていますが、財政立て直しの内閣とはだれも認めていないのであります。国の財産を民間に払い下げるだけで、財政赤字が解消するとは到底考えられません。総理の財政再建への自信のほどをお聞かせください。軍事費を増額して赤字財政を克服した国は古今東西存在しなかったことを、この際申し添えておきます。我が国の近代社会の幕あけとなった明治維新の英傑勝海舟の言う、そもそも改革は公平でなくてはならない、そして大きなものから始めて、小さなものを後にするがよい、言いかえれば、改革者が一番に自分を改革することが改革を成功させる極意だとの金言を総理に進呈をして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 川崎議員にお答えをいたします。

今日の改革は、専売公社の役割を果たしてきたのに対していかなる意味があるかということでございます。

専売公社及び専売制度が日本の財政収入の確保等に大きな役割を果たしてきたことは周知の事実であり、この点につきましては大いに感謝してお

るところでございます。しかし、開放経済を志向する我が国といたしましては、いつまでも閉鎖的な状況のもとにこれを置くことはできず、製造たばこの自由化に踏み切ったわけでございます。そういうような観点から、臨調答申を尊重いたしまして、簡素にして効率的な経営に転換するということ、さらに、この現在の日本経済を国際化していくという大きな日本の要請に対しても即応していくということ、しかしながら、一面において小売店や耕作者に対する特別の配慮をして激変緩和を行わなければならない、こういうような諸点を勘案いたしまして今日の法案作成に至ったということを御了承願いたいと思ひます。

次に、今回の改革が赤字財政の克服にいかなる意味を持つのか、財政再建の構想を示せという御質問でございますが、財政のあり方を再検討してその適正な対応力の回復を図り、国と地方、さらに公的部門と私的部門との間の新しい関係を導こうとしておるのが行革の一つの重要なポイントでありまして、今回の改革もその線に沿ってやるものであります。専売公社の改革の問題は、財政赤字克服の問題とは直接関係はございません。むしろ、開放経済体制に即応して、たばこ事業の効率的運営を図ろうとするものであり、それによって、かつ財政収入の安定化を期そうとするものでございます。今後の財政経済の運用につきましては、臨時行政調査会の答申を尊重し、状況に対して常に弾力的財政経済政策を行ひまして、六十五年、赤字公債依存体制を脱却するという目的に向かって邁進してまいりたいと思ひます。

次に、地方たばこ消費税に関して、徴税関係から人員をふやさなければならないではないかとい

う御質問でございますけれども、地方たばこ消費税については、今回のたばこ専売制度の改革に伴いまして、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、所要の調整を行う必要があると考えております。しかし、これによって複数の納税義務者が生ずることにはなりますが、従来と同様に事務の簡素化、合理化を図ることによりまして、特段の問題は起こらないものと考え、また、そのような努力をいたさなければならないと考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

まず、分割・民営へのワンステップではないか、こういう御質問でございます。

今回の制度改革におきましては、たばこの輸入自由化を行ひまして、開放経済体制に即応いたしますとともに、輸入自由化によりまして流通段階での競争を通じて、たばこ事業の効率的運営を図る等の見地から、たばこ専売制度を廃止するということにはいたしたわけでございます。そこで、一方、専売制度廃止後におきましても、製造たばこの製造については、国産葉たばこの現状にかんがみまして、たばこ耕作者の方々への激変を回避する、そして、国産葉たばこ問題を抱えた状況のもとで国際競争力を確保するために、政府関係特殊法人たる日本たばこ産業株式会社のみに行わせる、こういうことにはいたしたわけであります。また、分割・民営化につきましては、割高な国産葉を抱えた現状のもとにありましては、国際競争力の点から著しく問題がありますため、政府関係特殊法人として維持することとしておるわけであります。このように、専売制度の廃止が直ちに製造

独占の廃止、分割・民営化につながるというものでは、したがって、今回の専売改革が製造独占の廃止、分割・民営化へのワンステップだというふうには全く考えていないところでございます。

それから、たばこの輸入自由化による耕作者の方々への影響の問題でございますが、たばこの輸入自由化は、我が国市場におきまして、国産品と輸入品が対等の立場で競争を展開することを意味しております。その意味で、我が国たばこ産業に何らかの影響が及ぶということは、これは避けて通れないと思っております。このような輸入自由化のもとで、たばこ耕作を含め、我が国たばこ産業が健全な発展を遂げるためには、十分な対応策を準備することが御説のように必要でありまして、このような見地に立つて専売改革法案においては、まず必要な基本的な枠組み、これを整備したところでありまして。もとより、輸入自由化のもとで我が国たばこ産業が国際競争力を確保し、健全な発展を遂げるためには、このような法制面の裏づけのみでは十分ではありません。製造主体である新会社はもとより、たばこ耕作者を含めたたばこ産業の担い手が、一層の経営の効率化、合理化に努めていただくことが必要不可欠である、このように考えております。

それから、代金の概算払い等の問題にも御言及になりました。

たばこ代金の概算払い等は、現行たばこ専売法第十九条に基づいて行われているものであります。この制度は、たばこ耕作農家の経営の安定、葉たばこ生産の生産性向上に貢献してきたものと思われまゝ。今次専売制度改革に際しましては、

概算払い制度につきましては、その果たしてきた役割等を考慮して、改革後も引き続きこれを維持するといったところでございます。

それから、新会社そのものの当事者能力等にも、御意見を交えた御質問でございます。

今回の制度移行に際しましては、公社職員はそのまま新会社の職員とみなすことといたします。なお、職員の雇用の安定に十分配慮しているところでございます。なお、制度移行後の新会社が輸入自由化のもとで外国との競争に耐え得るためには、労使が一体となられて経営の効率化に取り組まれることが肝要でございます。したがって、そのためにも、新会社には経営の自主性を認めて当事者能力を極力付与することが必要な条件である、私はこのように判断をいたしておるところであります。

次に、喫煙と健康問題に御言及になりました。

専売公社におきましては、喫煙と健康問題の重要性にかんがみまして、従来から、喫煙と健康問題に関する研究の拡充に努めるとか、あるいはたばこの包装に「健康のため吸いすぎに注意しなさい」とか、低ニコチン、低タール製品の開発に努めるとか等の措置を講じておるところであります。が、制度改正後におきましても、喫煙と健康問題の重要性等にかんがみまして、新会社に対し、引き続き積極的にこの問題に取り組むよう指導してまいりたい、このように考えております。なお、改革法案におきましては、喫煙と健康の問題に配慮いたしまして、注意表示義務を法定化いたしますとともに、製造たばこに係る広告に関する必要な指導等が行えるための所要の規定を整備したというところもそこにあるわけでございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣田川誠一君登壇〕

○国務大臣(田川誠一君) 地方たばこ消費税についてお答えをいたします。

今回の地方たばこ消費税の改正は、たばこ専売制度、日本専売公社の経営形態の改革に伴い、その基本的枠組みを維持しながら所要の調整を行うこととしております。今回、輸入たばこの流通が自由化されることに伴いまして、日本たばこ産業株式会社以外にもたばこの卸売を行うことが可能となりますので、これらの者も納税義務者となることはやむを得ないこととございます。地方たばこ消費税については、従来と同様申告納付制度によることとするなど、極力徴税事務の簡素化を図ることとしておりますので、徴税体制や税収確保の面におきましては、特段の問題は起こらないものと考えております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 森 喜朗君
農林水産大臣 山村新治郎君
自治大臣 田川 誠一君

出席政府委員

大蔵大臣官房日
本専売公社監理 小野 博義君
官

○明説を省略した議長長の報告

(政府委員解任)

一、去る二十五日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、同日(文部大臣官房審議官)齊藤尚夫の第百一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二十五日、福永議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

文部大臣官房審議官 齊藤 尚夫
官兼内閣審議官

(政府委員任命)

一、去る二十五日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて二十五日議長において承認した齊藤尚夫を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

大西 正男君 石橋 一弥君
大村 襄治君 田澤 吉郎君
石橋 一弥君 大西 正男君
田澤 吉郎君 大村 襄治君

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長長の報告 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

七六二

文教委員

辞任

補欠

石橋 一弥君

吹田 悦君

佐藤 徳雄君

湯山 勇君

伏屋 修治君

大久保直彦君

湯山 勇君

佐藤 徳雄君

大久保直彦君

伏屋 修治君

吹田 悦君

石橋 一弥君

農林水産委員

辞任

補欠

鍵田忠三郎君

松田 九郎君

田澤 吉郎君

二階 俊博君

二階 俊博君

田澤 吉郎君

松田 九郎君

鍵田忠三郎君

予算委員

辞任

補欠

湯山 勇君

佐藤 徳雄君

大久保直彦君

伏屋 修治君

佐藤 徳雄君

湯山 勇君

伏屋 修治君

大久保直彦君

議院運営委員

辞任

補欠

伊藤 忠治君

松前 仰君

松前 仰君

伊藤 忠治君

(議案提出)

一、去る二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地域交通整備法案(小林恒人君外六名提出)

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(吉原米治君外六名提出)

(議案受領)

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送

付された次の議案を受領した。

海洋開発基本法案

海洋開発委員会設置法案

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

臨時教育審議会設置法案(内閣提出第四七号)

内閣委員会 付託

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

海洋開発基本法案(塩出啓典君外二名提出、参法第七号)(予)

海洋開発委員会設置法案(塩出啓典君外二名提出、参法第八号)(予)

以上三件 科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案

(質問書提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

栃木県塩谷町に建設中の産業廃棄物処理場に関する質問主意書(経塚幸夫君提出)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律

等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十九年三月二十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者

が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の一」とする。

4 第一条の大第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十五第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第二条の十四の次に次の一条を加える。
(昭和五十九年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十五 前条の規定の適用を受ける年金のうち、法律第四百十号附則第四項第一号(法律第四百十号附則第十項において準用する場合を含む。)に規定する旧長期組合員であつた期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員であつた期間を有する者に係る年金」という。)については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額を平均標準給与の年額と同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額とを乗じて得た金額と同表の下の欄に掲げる金額との合算額(同表の下の欄に掲げる金額と合算額)を法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金のうち、旧長期組合員であつた期間を有する者に係る年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、その組合員に係る法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にその額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の下の欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下の欄に掲げる金額との合算額(同表の下の欄に掲げる金額と合算額)を法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 した額に改定する。

3 前条の規定の適用を受ける年金又は昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、同条第一項若しくは第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又はその組合員に係る平均標準給与の年額にそれらの額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の下の欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下の欄に掲げる金額との合算額(同表の下の欄に掲げる金額と合算額)を法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の十四の次に次の一条を加える。
(昭和五十九年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十七の下の欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が八十万六千八百円に満たないものについては、その改定額を八十万六千八百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が八十万六千八百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を八十万六千八百円に改定する。

第四条の十二の次に次の一条を加える。
(昭和五十九年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の十三 第一条の十五の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十万六千八百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十万五千円

二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 八十万六千八百円
ロ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者に障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 六十万五千円
ハ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金 四十八万四千円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十万三千四百円

三 遺族年金 五十三万九千九百円

2 第一条の十五の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものを受ける者が

昭和五十九年四月二十七日 衆議院会議録第二十二号
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
案及び同報告書
七六三

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
案及び同報告書

七六四

六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

3 第一条の十五の規定の適用を受ける遺族年金については、同条の規定による改定後の年金額が、五十三万三千五百円に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その額を五十三万三千五百円に改定する。

第六条の十の次の一条を加える。

(昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第六条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金で昭和五十四年十二月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものの額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十九年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の十一第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六条の十一第一項」と、「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二(昭和五十二年九月三十日以前に新法の退職をした者について、昭和五十四年改正前の新法第二十五条において準用する昭和五十一年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二)」と読み替へるものとする。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第六条第三項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この

場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の十一第一項から第三項まで」と読み替へるものとする。

5 昭和五十八年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

別表第二の十六の次に次の一表を加える。

別表第二の十七(第三条の十五関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から一〇一、二〇〇円まで	六〇五、一〇〇円
一一五、〇〇〇円	六六二、六〇〇円
一二九、六〇〇円	七四六、八〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八六四、三〇〇円

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九(第一条の十五、第二条の十五、第六条の十一関係)

金額の区分	率	金額
一、二〇〇、〇〇〇円未満	一・〇二二	
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二、六三三円未満	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五二、六三三円以上	一・〇〇〇	九八、四〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級 七五、〇〇〇円	七五、五〇〇円未満
第二級 七六、〇〇〇円	七五、五〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第三級 八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満

第一級 七七、〇〇〇円 七八、五〇〇円未満
第二級 八〇、〇〇〇円 七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
に、「第四級」を「第三級」に

「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を「第三十六級」に、「第三十八級」を「第三十七級」に、「第三十九級」を「第三十八級」に、「第四十級」を「第三十九級」に、「第四十一級」を「第四十級」に、「第四十二級」を「第四十一級」に、

「第四十三級」 四四〇、〇〇〇円 四三五、〇〇〇円以上

「第四十二級」
「第四十三級」

四四〇、〇〇〇円 四三五、〇〇〇円以上 四四五、〇〇〇円未満
四五〇、〇〇〇円 四四五、〇〇〇円以上

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「五百二十八万円」を「五百四十万円」に改め、同項第二号中「五・六四九」を「五・七六二」に、「二万二千六百元」を「二万三千元」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百十号。以下「改正後の法律第四百四十号」という。)附則第八項第二号の規定は昭和五十九年三月一日から、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法律」という。)第二十二條第一項の規定及び改正後の法律第四百四十号附則第八項第一号の規定は同年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十九年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が八万円以下である標準給与(その標準給与の

月額の基礎となつた給与月額が七万八千五百円以上であるものを除く。)又は四十四万円である標準給与(その標準給与の月額基礎となつた給与月額が四十四万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法律第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十九年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

6 改正後の法律第四百四十号附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年二月二十九日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年三月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百四十号附則第八項第一号中「五百四十万円」とあるのは、「五百二十八万円」と読み替えるものとする。

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
案及び同報告書 地力増進法案及び同報告書

七六六

(政令への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理 由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国・公立学校の教職員の年金額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 私立学校教職員共済組合が支給する年金について、次のような改善を行うこと。

(一) 既裁定の退職年金等の額を、昭和五十九年四月分(昭和三十七年一月一日前の期間に係るものについては、昭和五十九年三月分)から引き上げること。

(二) 旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を、昭和五十九年三月分から引き上げること。

(三) 既裁定の退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を、昭和五十九年三月分から引き上げるとともに、遺族年金については、同年八月分から更にその額を引き上げること。

2 掛金等の算定基礎となる標準給与の最低額及び最高額を引き上げること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額を国・公立学校の教職員の年金額の引上げに準じて改定する等の措置は、妥当なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度一般会計予算に、私立学校教職員共済組合補助に必要な経費として、四千七百四十八万四千円が計上されている。

昭和五十九年四月二十五日

文教委員長 愛野興一郎

衆議院議長 福永 健司殿

(別紙)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に対する国庫補助については、適切な措置を講じ、その補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

なお、昭和五十七年度から同五十九年度までの間減額されることとなった国庫補助額については、特例適用期間終了後適正な利子を付して、その減額分の補てんを行うこと。

二 日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その充実に必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

地力増進法案

右

国会に提出する。

昭和五十九年三月二十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

地力増進法

(目的)

第一条 この法律は、地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関

する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律で「地力」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力をいう。

(地力増進基本指針)

第三条 農林水産大臣は、地力の増進を図るための農業者及びその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する基本的な指針(以下「地力増進基本指針」という。)を定めなければならない。

2 地力増進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 土壌の性質の基本的な改善目標

二 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する基本的な事項

三 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する基本的な事項

四 その他地力の増進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、地力増進基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地力増進地域の指定等)

第四条 都道府県知事は、次に掲げる基準に適合

すると認められる地域を地力増進地域として指定することができる。

一 その地域の農地がおおむね不良農地(土壌の性質が不良であると認められる農地をいう。以下同じ。)から成り、かつ、その地域の農地の面積が農林水産省令で定める面積以上であること。

二 その地域内の不良農地について営農上の方法により地力を増進することが技術的及び経済的に可能であること。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、地力増進地域の指定の解除について準用する。

(対策調査)

第五条 都道府県は、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域について、地力の増進を図る上で必要な事項を明らかにするための調査(以下「対策調査」という。)を行うものとする。

(地力増進対策指針)

第六条 都道府県知事は、対策調査の結果に基づき、地力増進地域について、地力の増進を図るための農業者等に対する指針(以下「地力増進対策指針」という。)を定めなければならない。

2 地力増進対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、地力増進基本指針の内容に即するものでなければならない。

一 土壌の性質

二 土壌の性質の改善目標

三 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項

四 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

五 その他地力の増進を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地力増進対策指針の変更について準用する。

(助言、指導等)

第七条 都道府県は、地力増進対策指針に即し、地力増進地域の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言及び指導を行うものとする。

2 都道府県知事は、地力増進地域の農業者が地力増進対策指針に即した営農を行わないため、地力の増進が著しく阻害されていると認められるときは、当該農業者に対し、当該地力増進対策指針に即した営農を行うよう勧告することができる。

策指針に即した営農を行うよう勧告することができる。

(改善状況調査)

第八条 都道府県は、地力増進対策指針に即した地力の増進を図るため必要があると認められる場合又は農業者等から請求を受けた場合(農林水産省令で定める基準に適合すると認められる場合に限る。)において、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域の農地の土壌の性質の改善状況についての調査(以下「改善状況調査」という。)を行うものとする。

(立入調査)

第九条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、農地に立ち入り、土壌又は農作物につき調査させることができる。この場合において、その職員は、あらかじめ、当該農地の占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により農地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(援助)

第十条 国は、都道府県に対し、対策調査、地力増進対策指針の策定、改善状況調査その他地力の増進に関する施策の実施に必要な指導、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(土壌改良資材の表示の基準)

第十一条 農林水産大臣は、植物の栽培に資する

ため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物(肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第二条第一項に規定する肥料にあつては、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことと併せて土壌に化学的変化以外の变化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る。以下「土壌改良資材」という。)のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 原料、用途、施用方法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して土壌改良資材を業として製造(配合、加工及び採取を含む。)する者(以下「製造業者」という。)又は土壌改良資材を業として販売する者(以下「販売業者」という。)が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、土壌改良資材の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

(指示等)

第十二条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない製造業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

(表示に関する命令)

第十三条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該土壌改良資材に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第十四条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壌改良資材について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては土壌改良資材の消費者の利益を

著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該土壌改良資材に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならぬ。

(命令の変更又は取消し)

第十五条 農林水産大臣は、前二条の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(報告及び立入検査)

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第十七条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項を定め、又は第十三条若しくは第十四条第一項の規定による命令をし、若しくは第十五条の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、当該表示の基準となるべき事項又は当該命令に係る土壌改良資材の製造の事業を所管する大臣(農林水産大臣を除く。)に協議しなければならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十九条 第十三条又は第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、第十一条から第二十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)は、廃止する。

理由

最近における土壌管理の実態その他の農業事情にかんがみ、地力の増進を図るため、地力増進基本指針の策定及び地力増進地域の制度を定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地力増進法案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における地力低下等の状況にかんがみ、これに対応して的確な地力増進対策を推進する体制を整備するとともに、土壌改良資材の品質表示制度を創設しようとするもので、

その主な内容は次のとおりである。

(一) 農林水産大臣は、地力の増進を図るため、土壌の基本的な改善目標その他地力の増進に関する基本指針を定めなければならないものとする。

(二) 都道府県知事は、土壌の性質が不良な農地が広く分布する地域を地力増進地域として指定し、当該地域内の農地について地力の増進を図るための地力増進対策指針を定め、これに即して必要な助言、指導等を行うものとする。

(三) 農林水産大臣は、土壌改良資材について、品質に関する表示の基準を定めるとともに、必要と認める場合には製造業者等に対し、指示、公表等の措置をとることができるものとする。

(四) 耕土培養法は、廃止するものとする。

(五) この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、土壌改良資材の品質表示の適正化のための措置に関する規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における土壌管理の実態その他の農業事情にかんがみ、地力の増進を図る措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和五十九年四月二十五日

農林水産委員長 阿部 文男

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

地力増進法案に対する附帯決議

政府は、地力の増進を図ることが農業生産力の向上と農業経営の安定に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たっては、今日的な地力低下等の問題に的確に対処し、農業生産の一層の振興が図られるよう左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 法の目的とする地力増進が達成されるよう、本法の運用に当たっては、農業者等に対する啓蒙普及、土づくりのために必要な条件整備等各般にわたる施策を総合的に推進すること。

二 土づくりを効果的に推進するため、試験研究体制の整備を含め、土壌に関する試験研究の拡充に努めること。

三 地力増進対策の円滑な実施が図られるよう、予算の確保に積極的に努めること。

四 的確な地力対策を講ずるためには、科学的な土壌調査が重要であることにかんがみ、都道府県における調査体制の整備を図るとともに、土壌調査員の資質向上に必要な措置を講ずること。

と。

五 地力の増進を図る上で地力増進対策指針が重要な役割を果たすことにかんがみ、その策定に当たっては、地域の農業事情等を十分反映させ、農業者にとつて真に実行可能なものとなるよう配慮すること。

また、地力増進対策の実施に当たっては、農業者に対する助言、指導を基本とし、画一的な勧告がなされることのないよう慎重に対処すること。

六 土壌改良資材の品質表示制度の運営に当たっては、適正な表示が行われるよう製造業者等に対し十分な指導を行うとともに、土壌改良資材の生産、流通の的確な把握に努めること。

右決議する。

昭和五十九年四月二十七日 衆議院會議録第二十二号

七七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(大代)
〒105

一定価
一〇円部